

## 「釧路川堤防調査検討会」規約

### (名称)

第1条 この検討会は、釧路川堤防調査検討会（以下、「検討会」）という。

### (目的)

第2条 検討会は、平成28年8月の大雨により生じた釧路川の堤防被災について、被災原因の究明を行い再度の被災防止に向けた復旧及び対策を検討するため、専門的知見から助言することを目的とする。

### (組織)

第3条 検討会は、学識経験を有する者等のうちから北海道開発局釧路開発建設部長が委嘱する者をもって組織する。

2 検討委員の任期は、検討会報告書の取りまとめまでとする。

3 検討会には、座長を置く。

4 座長は、事務局の推薦により検討委員の確認によってこれを定め、検討会を総括する。

### (オブザーバー)

第4条 検討会は、必要に応じて検討委員以外の者をオブザーバーとして参加させることができる。

### (議事等)

第5条 検討会は、座長が招集する。

2 検討会は、検討委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

### (事務局)

第6条 事務局は、北海道開発局釧路開発建設部治水課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に必要な事務を処理する。

### (その他)

第7条 この規約に定めがない事項は、検討会において定める。

### (附則)

この要領は平成28年9月27日から施行する。